

インターネット政策懇談会

2008年5月27日

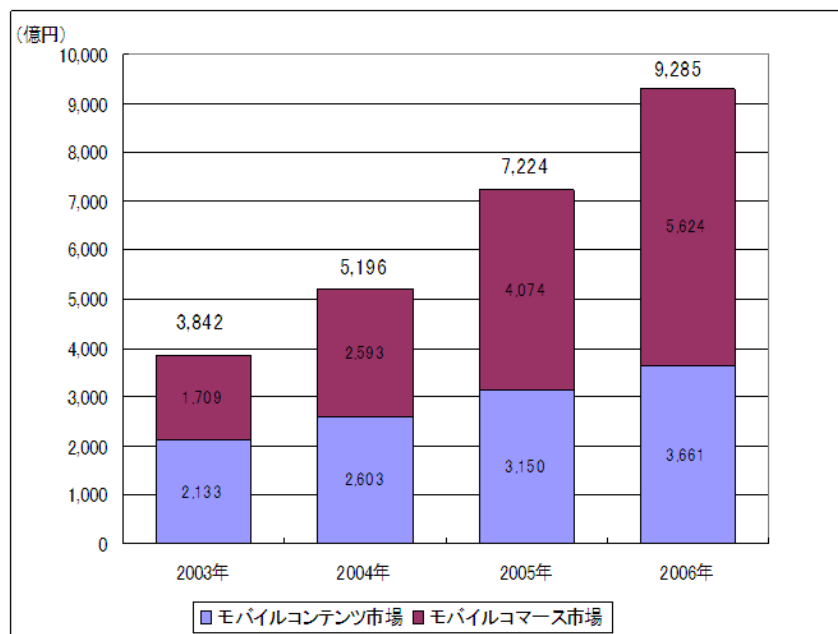


モバイル・コンテンツ・フォーラム

<http://www.mcf.to>

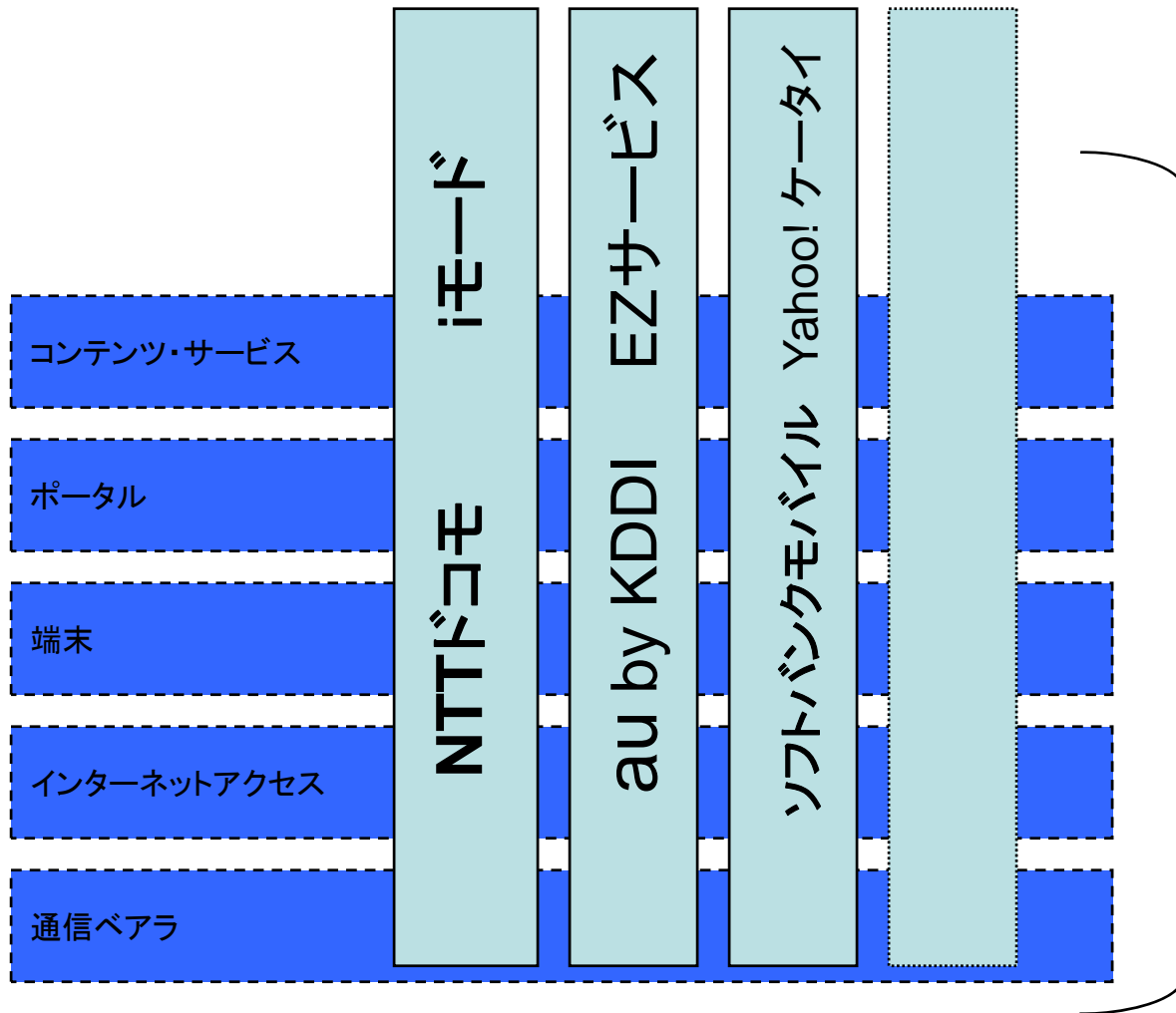
<http://www.mobilecontentforum.org>

モバイルコンテンツ関連市場の急激な拡大をもたらした



市場カテゴリー	2003年	2004年	2005年	対前年比	2006年	対前年比
モバイルコンテンツ市場	2,133	2,603	3,150	121%	3,661	116%
モバイルコマース市場	1,709	2,593	4,074	157%	5,624	138%
モバイルコンテンツ関連市場	3,842	5,196	7,224	139%	9,285	129%

垂直統合型のビジネスモデル



ブランド 垂直統合型の ビジネスモデル

- ・各レイヤーを最適化
- ・ユーザビリティの高いサービスを構築可能
- ・ビジネスモデルを早期に構築可能

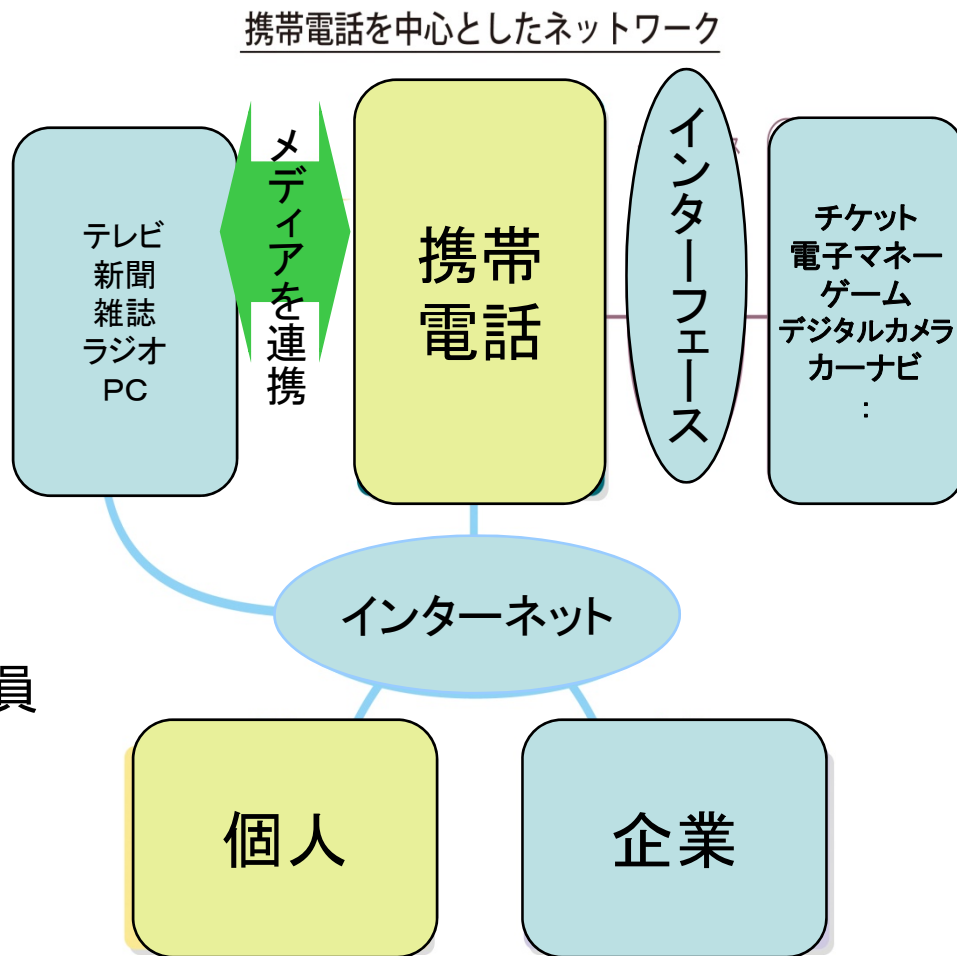
ネットワーク利用におけるモバイルの役割

- あらゆるメディアを連携するネット端末

- ポータブル&パーソナルの特性では代替するメディアはない。

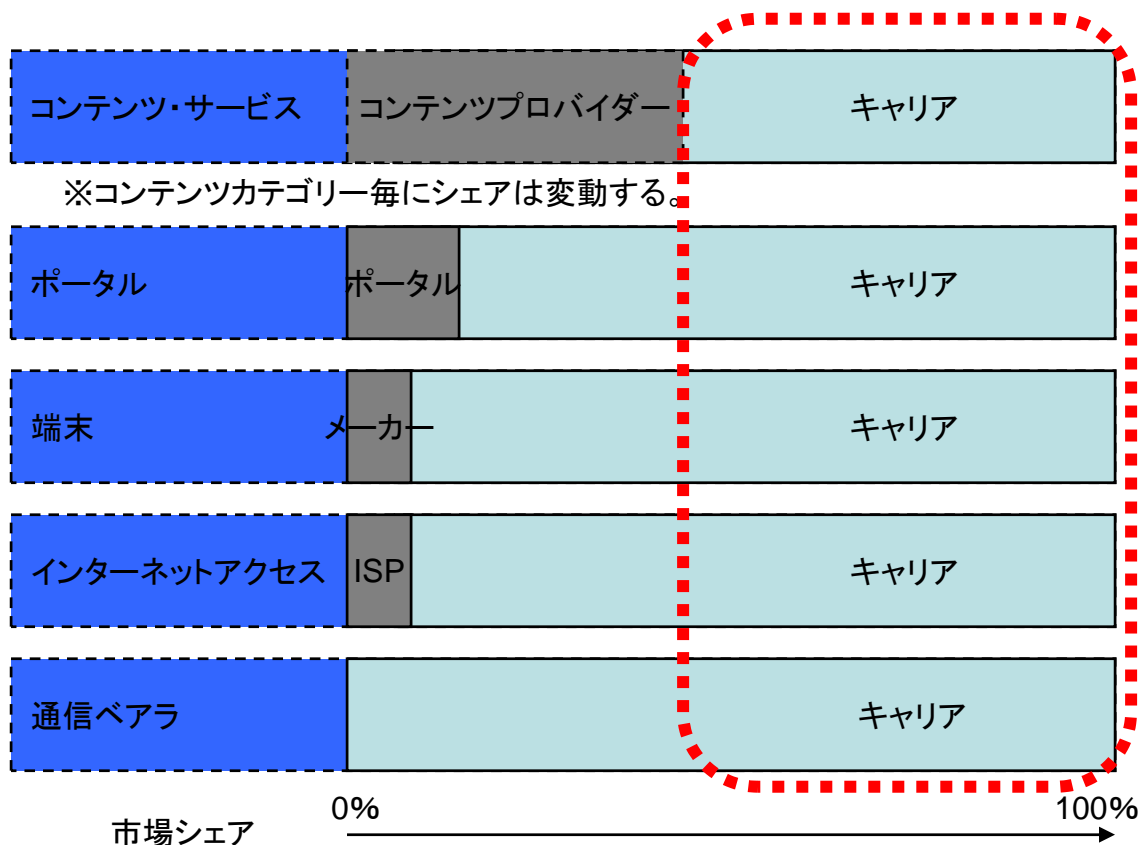
- 携帯電話は
メディア&販売チャネルへ

- 高齢者、若年者を含めた国民全員が利用するユビキタス端末へ



ネットワーク中立性の論点

**日本のモバイルビジネスを拡大した垂直統合型モデルは認められるべきであるが、
優越的な地位にある下位レイヤーが上位レイヤーに中立性を維持するため
必要なポリシーとは**

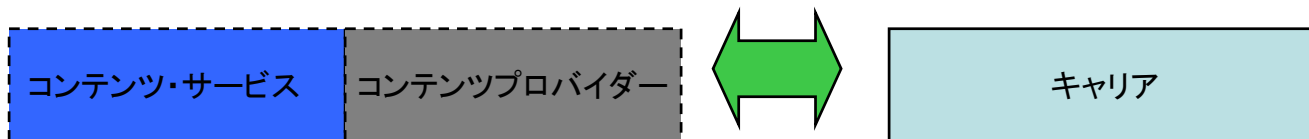


各レイヤーで事業者間の
公平な競争環境
が確保されるべき

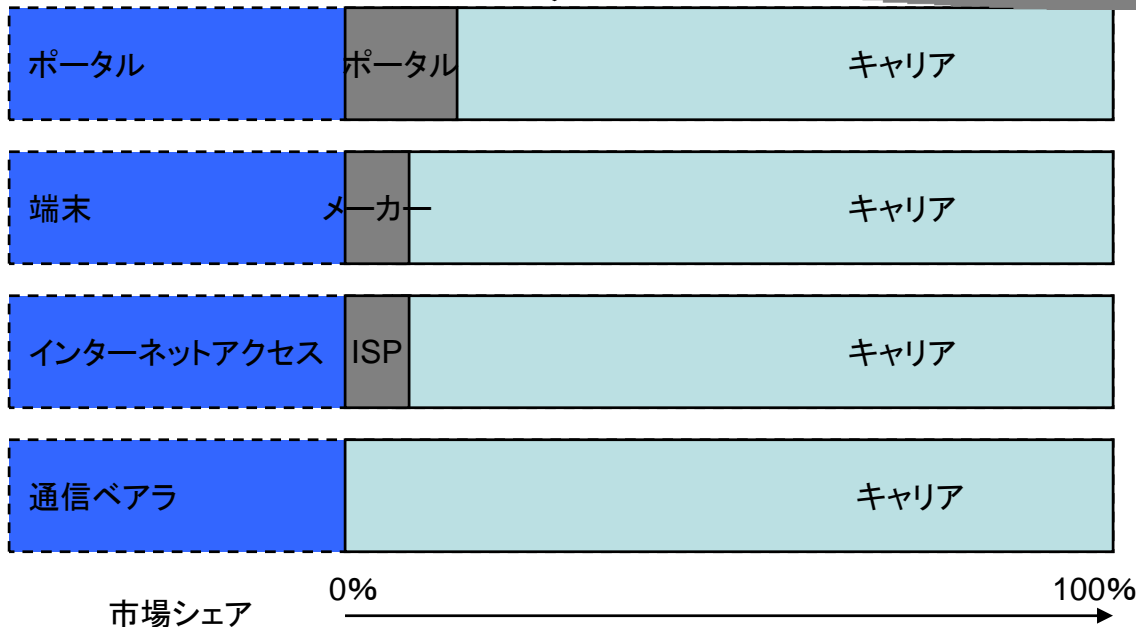
ユーザーが事業者間の
競争メリットを
享受できるように
選択ができる

ネットワーク中立性の論点

上位レイヤーと下位レイヤー事業者間の競争における公平性の確保



上位レイヤー事業者間の競争における公平性の確保



● ネットワーク利用の公平性

上位レイヤーと下位レイヤー事業者間の競争における公平性の確保

- ・下位レイヤーが独占あるいは寡占状態にある場合は、公正競争の観点からも上位レイヤーにおける自社サービスと他社サービスの公平性が確保されることが特に必要である。

上位レイヤー事業者間の競争における公平性の確保

- ・公正なポリシーに基づく公平性が確保されることが必要

ex.メニューリストへの掲載方法、通信料金の条件、コンテンツ課金条件、仕様書の公開範囲、利用できるAPIの条件

現在の競争ルールについての検証

サービス規制

収益ベースのシェアが
25%を超える場合に
個別に適用する事業者を指定
(NTTドコモに適用)

適用状況の検証は適切に行なわれているか？

行為規制

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

運用状況の検証は適切に行なわれているか？

接続関連
規制

接続約款の届出

対象設備

不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を收容している設備

基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備

通信と放送の融合を見据えて社会的な影響度からの検証が必要では？

指定要件

業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること

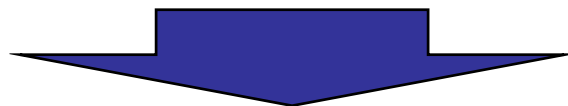
NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

インターネットの環境にあわせた柔軟な指定が必要では？

第二種指定電気通信設備(移動系)

検討すべき事項

- 現状にあわせた「競争セーフガード制度」や「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の実効性ある適用と運用が必要。
- 対象設備については「設備」(ハードウェア)から「機能・情報」(ソフトウェア)への視点の変更が必要。
- 通信と放送の融合を見据えたメディアサービス(特別な社会的影響力を有するもの)における政策の融合が必要。



◆検討すべき事象例

- ・通信事業者の提供する広告・コンテンツビジネスを利用する場合は通信料金が無料。
- ・通信事業者のポータルのみコンテンツ料金の回収代行を行う。
- ・通信事業者の提供する広告サービスを閲覧しないとメニューリストが閲覧できない。
- ・通信サービスに特定のコンテンツサービスをバンドルして提供する。
- ・通信事業者及び子会社等をポータル利用において優遇する。
- ・通信事業者のポータルを利用者は選択できない。